

事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関  
(一社) 沖縄県労働基準協会

労働安全衛生法に基づく

『テールゲートリフター操作業務に係る特別教育（学科のみ）』  
講習開催ご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務については、危険・有害業務で令和6年2月1日より、同業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条5号の4の規程により当該業務に関する「特別教育」を行わなければなりません。

つきましては、下記の日程により標記講習会を開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者に受講していただきたくご案内申し上げます。

なお、学科教育のみの講習となっております。実技教育（テールゲートリフターの操作の方法について2時間以上）※ 施行日令和6年2月1日時点において、テールゲートリフターの操作業務経験が6月以上ある場合は1時間以上）は、事業場において実施する必要があります。

特別教育講習修了者には、カード型（プラスチック製）の「修了証」を交付いたします。

## 記

1. 日 時：【学科】 令和 6 年 1 月 10 日（水）10：00～15：30（9：50～開講式）
2. 講習会場：【学科】 沖縄市産業交流センター（沖縄市泡瀬1-11-25）
3. 受講料： 会 員 合計 9,990円（消費税込、テキスト代込、内受講料 9,000円）  
非会員 合計11,990円（消費税込、テキスト代込、内受講料11,000円）
4. 定員数： 65名（定員に達した場合、キャンセル待ちでのご案内となります）
5. 受講資格： 事業場において、テールゲートリフターの操作の方法について2時間以上（施行日令和6年2月1日時点において、テールゲートリフターの操作業務経験が6月以上ある場合は、1時間以上）の実技教育が実施できた者。別紙「テールゲートリフター操作業務特別教育（実技）の実施証明書（兼記録書）」の提出をお願いします。
6. 申込方法： ① 当協会所定の受講申込書（ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布）  
及び ② 別紙「テールゲートリフター操作業務（実技）の実施証明書（兼記録書）」  
必要書類 ③ 写真1枚（4cm×3cm）  
④ 受講料  
上記4点を各支部窓口にてご提出・お支払いください。（郵送・振込でも受付可）
7. 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類（事前にお問い合わせください。）  
① 言語能力に関する確認書（当協会所定）  
② 在留カードのコピー
8. 申込期限： 令和5年12月27日（水）16：00まで

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類のご提出、受講料のご入金をしてください。

申込期限までにご提出・お支払いの確認ができなかった場合は、キャンセルとさせていただきます。

9. 申込場所：（一社）沖縄県労働基準協会

事業部 電話 (098) 979-7897	うるま市州崎7-15
那覇支部 電話 (098) 868-2831	那覇市港町2-5-23 (トラック研修会館3階)
中部支部 電話 (098) 937-0162	うるま市州崎7-15
北部支部 電話 (0980) 54-4700	名護市宇茂佐の森5-2-7 (北部会館4階)
宮古支部 電話 (0980) 73-1455	平良字下里986-1
八重山支部 電話 (0980) 88-5355	石垣市字大浜472-2 J-ホ° リ-I102

10. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）  
 お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。（申込期限までお願いします）

振込み金融機関一覧（口座名：一般社団法人 沖縄県労働基準協会）

琉球銀行 本店（普）No.922287  
 沖縄銀行 本店（普）No.2206632  
 沖縄海邦銀行 本店（普）No.782-875  
 郵便局 17080-12738811  
 沖縄県農業協同組合（普）4951

11. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了証を交付出来ないのをご注意下さい。
- ・受講料は、原則として、払い戻しは致しませんので、ご了承ください。なお、病気等やむを得ない（業務都合を除く）理由で取り消し、欠席等する場合には、連絡をしてください。
- ・筆記用具を使用しますのでご持参ください。

テールゲートリフター操作業務に係る特別教育講習日程表

	9:30 ~ 9:50	9:50 ~ 10:00	10:00 ~ 10:45	休憩	10:55 ~ 11:40	昼食	12:40 ~ 13:40	休憩	13:50 ~ 14:50	休憩	15:00 ~ 15:30	閉 講 式
1月	10	10	45	10	45	60	60	10	60	10	30	
10日 (水)	受付	開講式	テールゲートリフターに関する知識 (1.5時間)			昼食	テールゲートリフターによる作業に関する知識 (2時間)			休憩	関係法令 (0.5時間)	
講師：金城 敏文										講師 佐和田 正二		

【会場】 沖縄市産業交流センター（沖縄市泡瀬1-11-25）



# テールゲートリフター操作業務特別教育（実技教育）の 実施証明書（兼記録書）

1. 受講者の氏名 \_\_\_\_\_

2. 実技科目 テールゲートリフター（TGL）の操作の方法 実施時間 2時間以上  
（令和6年2月1日時点において、テールゲートリフターの操作業務経験が6月以上ある場合は、1時間以上）

実技教育の内容

- テールゲートリフターの種類と構造（p 6～13）  
①自社のテールゲートリフターの種類（垂直式、アーム式、後部格納式、床下格納式）とその構造の説明
- 作業前の準備（p 17～18）  
①周囲の安全確認等（a 不整地、傾斜、段差がない場所への停車、b 駐車ブレーキ、輪止め等の逸走防止措置  
c 昇降板作動範囲の確認、立入禁止エリアの設置等）  
②保護帽（ヘルメット）、安全靴、保護手袋等の保護具の着用（p 44～45）
- テールゲートリフターの作業（p 18～23）  
①昇降板の開き方  
②昇降板の作動及び注意点（人の昇降禁止、昇降板からの転落注意、昇降板のステップとしての利用）  
③昇降板への荷の積載（最大荷重、過重表の確認、荷の配置位置）  
④昇降板の上昇・下降（作動範囲を確認できる位置での操作、昇降板の地面への設置確認、荷卸し・荷積み作業）  
⑤昇降板の格納（昇降板のそばで操作、格納後の昇降板ロック）
- 禁止・注意事項（p 24～25）  
①TGLの動作時に作業員をTGLに搭乗させない、②昇降版を地面に設置させないで作業しない、③昇降板同士の  
橋渡による荷の移動はさせない、④空車時の荷の積み卸し作業及び昇降板が滑りやすい状態にある時の注意
- テールゲートリフターの点検、整備（p 28～32）  
①作業開始前点検、② テールゲートリフターの可動部のメンテナンス
- テールゲートリフターの荷及び台車の種類と取扱い方法（p 34～43）  
①荷の種類（ロールボックスパレット等）、② 荷の取扱い前の注意（キャスター動作）  
③荷のテールゲートリフター昇降板上での取扱い方法（キャスターストッパーの使用方法、荷台上での荷物の移動方法）
- 災害防止、災害事例（p 48～64）

3. 実施日 ① 年 月 日 ② 年 月 日

4. 実技実施時間数 \_\_\_\_\_ 時間

※ 2時間未満の場合

令和6年2月1日時点におけるテールゲートリフターの操作業務経験年数 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

5. 実技実施者（講師）氏名 \_\_\_\_\_

上記のとおり安全衛生特別教育規程に基づくテールゲートリフター操作業務  
特別教育（実技教育）を実施していること（及び経験年数）を証明します。

令和 年 月 日

事業場所在地  
電話番号  
事業場名  
事業者職氏名

Ⓜ

※2部作成し、1部は事業場で保存してください。